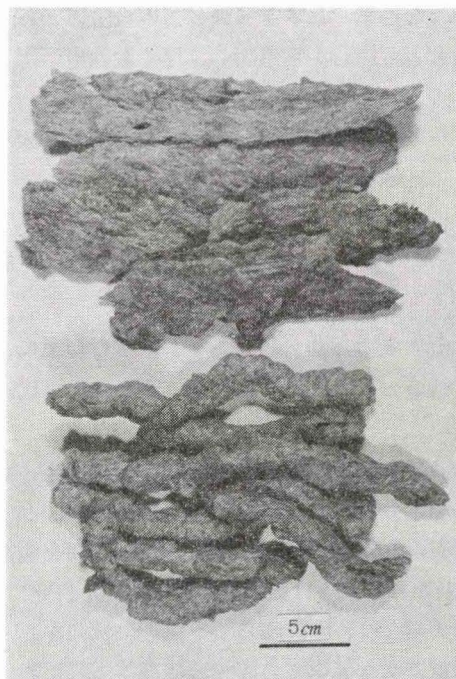


京大広報

No. 290

京都大学広報委員会



エクストルダによって試験製造した組織状大豆タンパク質の外観（左）と
走査型電子顕微鏡写真（右）
——関連記事本文 650 ページ——

目 次

学部入学式における総長のことば 総長 沢田 敏男…… 636	<紹介> 食糧科学研究所 食品プロセス研究部門…………… 650
大学院入学式における総長のことば 総長 沢田 敏男…… 639	<随想> 発展途上国とがん治療研究 名誉教授 菅原 努…… 651
名誉教授称号授与式…………… 641	討 報…………… 652
昭和60年度学部入学式…………… 642	日 誌…………… 652
昭和60年度大学院入学式…………… 642	将来計画検討委員会第一次答申（別冊）…………… 653
昭和60年度医療技術短期大学部入学式…………… 642	
部局長の交替等…………… 643	
本学における教官等の発明の 取扱い（答申及び現況報告）…………… 643	

学部入学式における総長のことば

総 長 沢 田 敏 男

入学生の諸君、おめでとうございます。

本日ここに、昭和60年度入学式を挙行し、2,555名の潑刺とした優れた諸君を、本学に迎え得たことは、京都大学の最も大きな慶びとするところであります。

諸君の入学を祝い、その前途を祝福するためにご臨席いただきました本学名誉教授の先生方、各部署局長並びに教職員関係者の皆様に対して、入学生の諸君とともに心から感謝し、厚くお礼申し上げます。

入学生の諸君、諸君はこれまで学業を積み幾多の困難を乗り越えて、めでたくこの京都大学に入学されたのであって、今や大きな喜びとともに、新しい希望に燃えていることと思います。そのような諸君をみて、ご両親をはじめ、ご関係の皆様には、またどれ程の喜びをかみしめておられることかと推察し、衷心よりお慶び申し上げる次第であります。

さて諸君、諸君が志して入学された京都大学とはいかなる大学でありましょうか。入学の初頭にあって、京都大学の歴史や伝統・学風について知ることは、そこに学ぶ者の心構えや自覚を醸成する上で、大変重要であり、また意義深いことと思います。

京都大学は、明治30年（1897年）6月18日に開学されたのでありますが、その創立にあたって、当時唯一の国立大学として設置されていた東京大学が、わが国の近代化のための指導者養成機関として位置づけられたのに対し、時の明治政府や国会は、清新なる学術の発展を促し、真に学問をする大学を創設するべく建議し、開学したのであります。清新なる学術とは、すなわち独創的な研究、創造性に富む学術研究のことであり、また真に学問をする大学とは、世に阿らず、真理の探究を目指すところの、純粋な学問の府ということであります。学術、文化等総ての面で黎明期にあったわが国において、この東西の両大学が競学の風を起こし、お互いに切磋琢磨し、学術文化の発展を促そうとすることになりました。この趣旨が本学建学の精神にもつながって、その後歴代の教官や関係者にアカデミックな学問・研究に対する強い使命感を意識させ、いわゆる「京都学派」と称揚される独自の学風を培ってまいりました。

京都学派ということばは、元文学部教授の内藤虎次郎（湖南）先生（1909年～1926年の間教授）の東洋史における独創的な研究、すなわち、これまでの中国史に関する王朝単位の断代史的研究を打破して、複雑な中国史を発展的に把えようとした近代史学的な研究であります。このユニークな研究に対して、当時在日中の中国史家、郭沫若先生（元中国科学院長）が称呼されたの由来するといわれています。しかし、その後は東洋史学に限らず、もっと広い意味で使われるようになったもので、京都大学の学問の風格、すなわち学風を指しております。

たしかに京都大学の学風には、一つの特徴が見いだされるのであります。それは、既に明らかにされ、また体系づけられたと考えられる既成の学問をことごとく取り入れ、これを十分咀嚼した上で、そのいずれにもとらわれないユニークな理論や学説を生み出すという方法であります。このよ

うな学風は、真に批判的精神を持って、かつ自由に行う学問の所産であるといえましょう。

また、真理の探究を使命とする大学においては、当然学問・研究の自由が必要であり、そのためには大学の自治が尊重されなければなりません。学問・研究の自由と大学の自治を確立するために、京都大学はたゆまぬ努力を続けてまいりました。いわゆる沢柳事件（1913年～14年）や滝川事件（1933年）などは、思索する自由と教授の自由を含む学問・研究の自由を確保し、大学の自治を確立するためにたたかわれたものであります。このように京都大学は、わが国の大学の健全な管理運営制度の創造と発展にも大きく寄与してきています。そして本年、創立88周年を迎えますが、この間、116,082名にのぼる卒業生、20,935名の修士及び18,570名の博士を世に送り、国内外の学術と文化の向上発展に大きく貢献してまいりました。

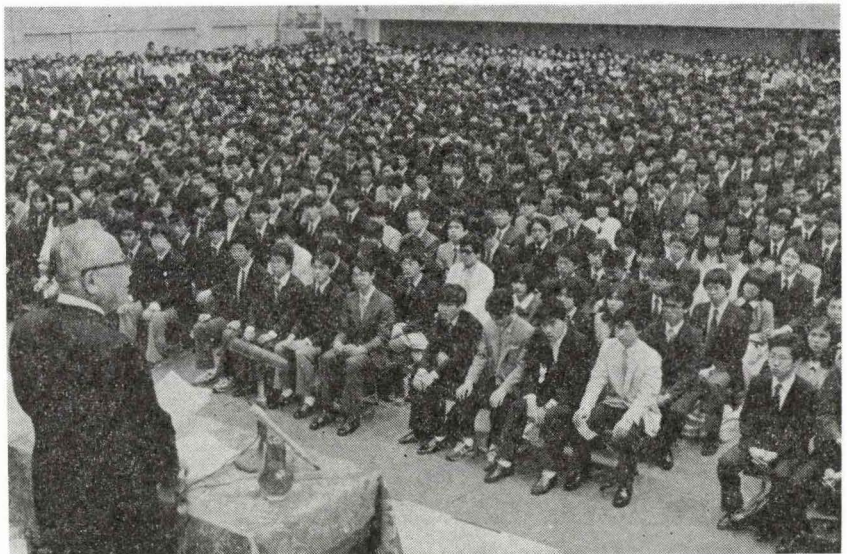
諸君も真理を学び、人生の価値を模索するにふさわしい場として、京都大学を選ばれたわけでありましょう。諸君は、このような京都大学の歴史や伝統・学風をしっかりと見つめ、これを踏まえて勉学されるよう望むものであります。

さて、入学生の諸君、この記念すべき日にあたり、大学において学ぶということについて所感を申し述べてみたいと存じます。

諸君は、まず大学に学ぶことの意義を深くかみしめてほしいと思います。いうまでもなく、京都大学に入学したからといっても、それによってエリートとしての特権と一生の安楽の保証が与えられたわけではありません。大学に学ぶことの本当の意義は、大学に在学する数年間、学問を通じて自らを知的に練磨し、人間性を磨き上げるという課題を負うことにあります。また、そのような課題と取り組むために、知的に模索する自由な環境を得たということでもあります。

今、諸君が自らに問いかねばならないことは、学問は何のために存在するのか、ということにあります。学問は自分一人の社会的栄達のためになされるわけでもなく、また科学法則を観念的にも遊ぶためにあるわけでもありません。大学は、確かに真理追究の場ではありますが、その真理追究が人間性への顧慮、人間性の尊厳への感受性に伴われていないとしたら、それは生命と正当性を失った空しい学問であるということになります。諸君には、何よりも人間性の尊厳を意識することを期待したいと思います。

さて、この半世紀間における自然科学の発展には、目を見張るべきものがあります。従来は「生命の神



秘」,「宇宙の神秘」として、神秘のベールに包まれていた領域に自然科学は鋭いメスをいれ、人間の目のまえにその事実を明らかにしつつあります。

ところで、このようにして得られた自然科学の成果を、我々人間がその存在の中にどのように受け入れるのか、という点になりますと、そこには大きく深い問題が残されているように感じられます。例えば核エネルギーという、かつてない巨大なエネルギーを人間は自由にし得ようになりましたが、しかし、それを人間存在のどのような側面に対して、意義あるものとして使用できるのか。或いはまた、人工受精や精子・卵子の保存可能性などが急激に発達した現代において、人間にとっての「命」、人間と人間との間の「絆」など、我々が大切にしてきたものを、どのようなこととして受け止めるのか。このような問題について考えてみると、人間は自分の生み出してきた科学技術の成果によって、己自身の存在の本質を脅かされているかのように思えるのであります。現代を人間性にとっての一つの危機状況として捉えることは、あまりにも一面的でありましょうか。勿論人間性の危機といっても、我々は自然科学やテクノロジーの発展を、単純に人間性に反するものとして決めつけるようなことを避けたいと思います。そのような科学技術の発展をあくまでも追究して行く傾向が、そもそも人間性の中に内在していることを、我々は認めねばなりません。従って、自然科学の発展について云々するのではなく、そのような急激な発展に見合った人間としてのトータルな存在感を回復するに足るような、広い意味における「人間学」の発展の必要性を痛感するものであります。おそらく、これは今までいわゆる「文科系」とよばれた学問が極めて総合的または学際的に関わって成し遂げられてゆくものでありましょう。そのような認識と努力を通じてこそ人間性の回復がなされるものと思います。ここでしかし理科系とか文科系とかにこだわることはむしろ無用でありましょう。アポロ9号に乗って地球を151周した宇宙飛行士、ラッセル・シュワイカートは、宇宙遊泳をしつつあったとき、「人類という種に対する義務感を強く感じた」と述べています。一人の科学者として、宇宙遊泳の栄光を一人で背負うのではなく、人類総てに対する責任感を感じたということは、誠に大切なことではないでしょうか。科学の発展に寄与しつつある一人一人の学者が、自分の見出したことが、「人類という種」にもたらす効果についての責任感を持つこと、このことはすなわち、人間性に関する大きい寄与を促すことでありましょう。これとともに人文・社会系の諸学者は、現代の自然科学の発展がもたらす成果に対して、それを自己の思索の対象として取り上げることに責任感を感じる必要があると思われる。このように自然科学者と人文・社会学者との両者の協調・努力によってこそ、現在の人間性の危機が克服されていくものと思うのであります。

わが京都大学に伝統として流れている、優れて自由な学風は、各学問領域の壁を破って学際化・総合化への努力を成し遂げてゆくことを大いに助長してくれるでありましょう。新入生の諸君、諸君はそれぞれ専攻する学問分野における専門性の追究とともに京都大学の自由な学風をフルに活用し、広く他の分野の知識の修得にも心がけ、全一的・総合的な学問を涵養してほしいと思います。さらにまた、自己の視野を拡大し、異った視座を持つ能力を養うためには、読書に基づく柔軟な思索が不可欠であるといえましょう。こういう読書や思索は、古今東西を通じて変わらない大学生の特権であります。特に古典と言われる優れた作品には、人間性の尊厳に対する深い洞察が秘められています。このような読書や思索を通じて諸君自らの人間性を培い、豊かにされんことを希望するものであります。

人間性を培うというときの「培う」の意味は、もともと草木の根に耕された土をかけて育てると

いうことであります。草木を育てることは、焦っても一朝一夕にできることではありません。それは根気よく持続的に行うことによって、ゆっくりとその成果が生じてくる過程であります。諸君もこれからの大学生活を通じて、草木を育てるように焦らず根気よく人間性を培うことに努力してほしいと思います。

さらにこの大学時代を活用して、千年の古都の芸術・文化に親しみ、わが国固有の文化財にも接し、先人の残された偉業や歴史を学ぶことも忘れてはなりません。また、スポーツやクラブ活動を通じて体力・気力を養うとともに広く良き友人をつくることも大切であります。京都大学はこのスポーツの面においても、輝かしい伝統を持っており、カレッジ・スポーツの真価を高揚してまいりました。本学体育会を中心とした運動部やクラブ等の活躍には目覚ましいものがあります。大学において学問とスポーツを両立させるには、それ相当の努力が必要でありましょう。しかし、何事にも精進してやまぬ情熱をもち、進んで苦難の壁にぶつかり、これを打ち破る工夫と努力をすること、これこそが若い諸君にとって一番大切なことではないでしょうか。

入学生の諸君、いろいろ申し述べましたが、要するにこれからの大学生活において、大学に学ぶことの意義や学問の存在意義を深くかみしめ、学問における人間性の尊厳を常に意識しつつ、自らの人間性を培うことに努めて下さい。そうすることが、未来に生きる諸君の、また明るい未来社会を創造すべき諸君への課題ではなからうかと存じます。

諸君の大学生活のスタートにあたり、所感を申し述べて式辞といたします。

大学院入学式における総長のことば

総長 沢田敏男

本日ここに、本学名誉教授の先生方をはじめ、各部局長並びに教職員関係者のご臨席を得て、昭和60年度大学院入学式を挙行し、修士課程1,008名（外国人留学生12か国42名を含む）、博士課程及び同課程編入学168名、合計1,176名の優れた諸君を迎えることができたことは、学問・研究を本領とし、また使命とする京都大学にとって誠に大きい慶びであります。諸君の中には、本学で学部教育を終えた方も、また他大学を卒業あるいは大学院修士課程を修了した方もありますが、いずれも、最高学府を卒業または修了され、そのうえ各々の専門を選んで大学院に入学し、これから各々の指導教授について研究をされるわけであります。大学院に入学できたのは、いうまでもなく諸君の優れた資質や能力、また、たゆまぬ精進・努力によることではあります。それとともに、この大学院入学を可能にして下さった、ご両親をはじめ周囲の方々の深いご理解と大きいご支援に対して感謝しなければならないと存じます。

大学院は、高等教育の最終にして最高の教育課程であります。そして、この教育は各々専門分野

の高度の研究が行われている場においてなされるものであります。わが国の「大学院基準」には、大学院は、大学における最高の教育機関であるとともに、学術文化の高度の研究機関であるとして二重の重要な機能をもつものと位置づけています。このように、大学院教育の行われるところは、高度の研究の場でなければならないということは、本来、教育すなわち後継者養成と研究とが表裏一体となって行われる性格のものであり、この密接不可分な一体性の関係が保持されるところに、真に学問・研究の進歩があるのであります。そして、この研究・教育の関係は今後も保持されるべきものと考えられます。諸君は、大学院がもつこのような教育と研究機能の二重性の意義と、その重要性を認識してほしいと思います。

京都大学は、基礎研究を重視する大学として、また創造性を秘めた大学として、国際的に高く評価されています。そして、これまでに多くの輝かしい研究成果を挙げて参りました。とりわけ、大学院における研究・教育活動を通じて行われてきた研究の推進や、収め得た研究の成果には、誠に大きいものがあります。このような大学院で、これからそれぞれ自主的に、かつ創造的に研究することになる諸君に対して、二、三所感を申し述べてみたいと思います。その一つは、昭和51年2月(1976年)に制定された京都大学大学院入学の誓詞についてであります。この誓詞の文中に述べた「学術攻究」という言語表現は、当時名誉教授であられた吉川幸次郎先生(文学博士、昭和44年文化功労者、芸術院会員、昭和55年4月8日逝去)のご意見を聞き決定したのですが、学術攻究という文字を用いた理由について、当時吉川先生は次のように述べられています。「学術攻究の攻という字は、一世紀・漢の時代に許慎の著『説文解字』(最初の漢字典といわれている)の中に初めて出てくる文字であって、攻は撃である。これは、その当時、物理的に物をたたくという意味に用いられたのであるが、漢の時代以降、学問的対象の処理に用いられるようになったのである。従って、攻の字の意味・由来を考えると、大学院学生が一人前の研究者となるために懸命に勉強することに対しては、この攻究という言語表現は甚だ妥当である」。この吉川先生の主意に沿って、本学大学院入学の誓詞に学術攻究という表現をすることが決定されたのであります。

中国文学の碩学、吉川幸次郎先生の言語表現についての厳正な姿勢の一端と、大学院学生の研究に対する先生の深い真情とが伺われるものであるといえましょう。

次に、研究における学際化・総合化について述べてみます。学問の総合化は、今日の大学における研究・教育の重要な課題であります。それは、これまでの研究・教育における過度の専門分化、すなわち全体的認識に対する視点を失った細分化、個別科学化の進展への反省に立つものであります。

今日の学問体系を、その発生の起源に照らして省察してみると、まず人間が「如何に生き、行動すべきか」にかかわる主体的な知と、人間の環境としての世界が「如何にあるか」ということにかかわる客観的な知とが、相互補完的に、また一体的に追究されなければなりません。これが人間の知の本来の行われ方であって、学問・研究、科学技術のあり方の原点ともいえましょう。人間の生活の向上や文化の発展は、この二つの知の均衡のとれた追究によって成立してきているものと考えられます。しかし、現代における学問の状況は、各個別の科学が互いに独立分化の度を深め、過度の専門性をもつに至ったのであります。そして、先に述べた人間環境の世界が「如何にあるか」にかかわる知が、自然科学として独自の分化発達を遂げ、一方の、人間が「如何に生き、行動すべきか」にかかわる知との間が切り離され分裂した形——「科学の没価値性」——で歩んでいるのが現

代であります。このことはC. P. スノーの指摘した二つの文化の問題でもあります。このような、自然科学の知見の技術的応用が工業社会の強力なシステムの中に組み込まれることによって、独走的に進行し、人間疎外の問題を生じつつある現代社会の事態は、重大であるといわざるを得ません。これらの反省に立って、人間のもつ二つの知の全一的、総合化を計らなければなりません。このことについて、大学や科学者は、社会と人類の将来に対して、学問・研究の立場から重大な責任を負うものといえましょう。

今日、大学において、その主流をなす分析的方法による学問の不充分性を補い、また過度の専門分化からくる知的活動の枯渇と全体的な目的意識の欠如を防ぐために、総合的方法による補完が必要であり、そしてこのことは、学問・研究の各過程・段階、分野・部門において行われねばならないと考えます。例えば、現行の研究教育体制の改組・拡充であるとか、あるいは各学部学科の枠組をもっと拡げて、カリキュラムの履習を柔軟化するなど、学問・研究の総合化を目指した具体的処置がなされなければならないでしょう。京都大学においては、現在、将来計画検討委員会を中心に関係各委員会等において、この総合化問題を含む研究教育体制及びそれに即した施設の整備について熱心に検討審議が行われております。その審議結果を得て慎重にかつ積極的にこの問題と取り組んでまいりたいと考えております。

ところで、この研究教育上の総合化の具体的実施にあたっては、そのことにかかわる個々の研究者・科学者の姿勢が一番大切なことであります。

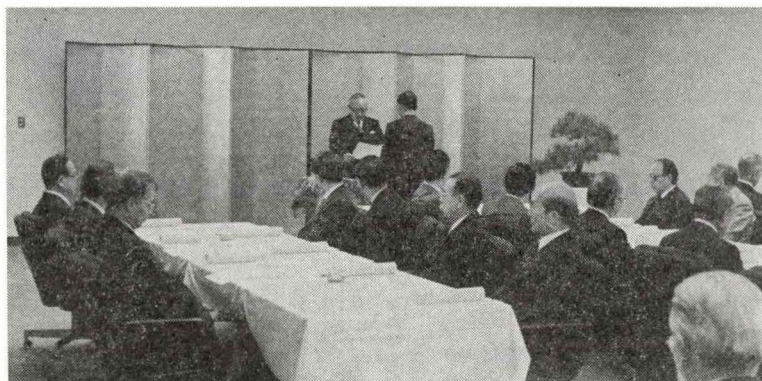
諸君は、これからの大学院における知の追究にあたって、過度に専門分化し個別科学化した現代科学の弊害的側面を直視し、またその不充分性を知覚し、全体的認識にたった学問・研究を行うこと、すなわち専門性とともな総合性をも相補的に追究するという姿勢を忘れないでほしいと希望するものであります。

諸君の研究のスタートにあたり、これからの学問・研究のあり方や、また次代の科学を背負うことになる諸君の心構えや研究の姿勢について、一言所感を申し述べて式辞といたします。

<大学の動き>

名誉教授称号授与式

4月6日(土)午前10時35分から、名誉教授称号授与式が、本部大会議室において挙行された。授与式は、部局長の臨席のもとに行われ、称号授与のあと、「総長あいさつ」があつて午前11時5分に終了した。



称号を授与された方は次の32名である。

(氏 名)	(出身部局名)	(敬称略)			
松原武生	(理学部)		上田政雄	(医学部)	
吉田光邦	(人文科学研究所)		中務俊昌	(法学部)	
香月裕彦	(理学部)		作田啓一	(教養部)	
森口美都男	(文学部)		藤田榮一	(化学研究所)	
富田謙吉	(薬学部)		前川嘉一	(経済学部)	
石崎潑雄	(防災研究所)		辻村公一	(文学部)	
小泉直一	(化学研究所)		中島章夫	(工学部)	
若林 實	(防災研究所)		上柳克郎	(法学部)	
溜池良夫	(法学部)		井上博之	(薬学部)	
梅本堯夫	(教育学部)		山田 晶	(文学部)	
池田静徳	(農学部)		岡本 一	(農学部)	
前田敬作	(教養部)		葛西善三郎	(食糧科学研究所)	
本吉良治	(文学部)		三根 久	(工学部)	
野崎 一	(工学部)		中戸莞二	(農学部)	
桐 榮 良 三	(ク)		東 愼之介	(教養部)	
			岡田節人	(理学部)	
			佐竹昭廣	(文学部)	

昭和60年度学部入学式

4月11日(木)午前10時5分から、昭和60年度学部入学式が本学総合体育館において挙行された。

入学式は名誉教授はじめ来賓の臨席のもとに、学歌斉唱(京都大学音楽部交響楽団、京都大学合唱団の協力)、「総長のことば」と進行し、午前10時35分に終了した。

今年度の学部新入生は次のとおりである。

文学部200名、教育学部50名、法学部351名、経済学部219名、理学部281名、医学部121名、薬学部80名、工学部948名、農学部305名、計2,555名。そのほか、3年次に36名の編入生があった。

昭和60年度大学院入学式

4月11日(木)午後3時から、昭和60年度大学院入学式が本学総合体育館において挙行された。

入学式は名誉教授はじめ来賓の臨席のもとに、学歌斉唱(京都大学音楽部交響楽団、京都大学合唱団の協力)、「総長のことば」と進行し、午後3時25分に終了した。

なお、今年度の大学院入学状況は次のとおりである。

研 究 科	修 士 課 程	博士後期課程
文学研究科	64 名	14 (45) 名
教育学研究科	12	0 (14)
法学研究科	18	0 (17)
経済学研究科	15	4 (14)
理学研究科	137	11 (77)
医学研究科		95*
薬学研究科	36	3 (14)
工学研究科	592	20 (48)
農学研究科	134	21 (39)
計	1,008	168 (268)

注 *は博士課程

()内は本学大学院修士課程からの進学者数で外教

昭和60年度医療技術短期大学部 入学式

医療技術短期大学部では、昭和60年度入学式を4月8日(月)午前10時から、本短期大学部講堂

において来賓臨席のもとに挙行した。式典は学長式辞、来賓祝辞と進行し、午前10時30分終了した。

今年度の新生は、看護学科80名、衛生技術学科40名、理学療法学科20名、作業療法学科20名及び専攻科助産学特別専攻20名の計180名である。

(医療技術短期大学部)

部局長の交替等

経済研究所長

村上久雄経済研究所教授(環境経済研究部門担

当)が4月2日同研究所長に再任された。任期は昭和61年3月31日までである。

原子炉実験所長

岡本 朴原子炉実験所教授(原子炉設備研究部門担当)が4月2日同実験所長に再任された。任期は昭和62年4月1日までである。

保健管理センター所長

北村李軒保健管理センター教授(内科学専門)が4月2日同センター所長に再任された。任期は昭和61年3月31日までである。

本学における教官等の発明の取扱い

このたび、京都大学発明審議委員会から、さきに諮問した「民間等との共同研究の取扱い等について」の答申及び「京都大学における教官等の発明の取扱いについて」の現況報告を受けたので、ここにその全文を掲載します。ついては、本学の教官等の発明の取扱いについて、より一層のご理解とご協力をお願いする次第であります。

この答申及び現況報告をまとめていただいた委員各位のご努力に対し、ここに深甚な感謝の意を表します。

昭和60年3月26日

総長 沢田 敏 男

昭和60年3月19日

総長 沢田 敏男 殿

発明審議委員会委員長

三根 久

京都大学における教官等の発明の取扱いについて

本学における教官等の研究の結果生じた発明の取扱いについては、昭和54年7月10日に制定され、同年10月1日より施行された「京都大学発明取扱規程」(以下「規程」という。)に基づいて運

用されており、発明審議委員会は発明に係る特許を受ける権利の帰属について審議してきた。

この間、本委員会は総長から教官等の発明に係る特許を受ける権利等の取扱上重要な事項について諮問を受け、「特殊な研究設備の指定」「受託研究の取扱い」に関し答申を行っている。

しかしながら、本学教官と学外者との共同研究の成果である共同発明については、なお審議すべき事項が多く残されている。

現在、昭和58年7月18日付けの諮問「民間等との共同研究の取扱い等について」(別紙1)を審議し、既に昭和59年6月19日付けで「民間等との共同研究に係る契約書」に関しては、別紙2の答申を行っている。

更に上記の諮問事項を審議するにあたっては、本学として教官等の発明に係る特許を受ける権利の取扱いに関連する諸規程の総合的な見直しをしなければならないと考えられるが、とりわけ「民間等との共同研究取扱規程」の制定、「受託研究取扱規程」の整備等が前提となるため、この点に関する検討方を願います。

なお、発明審議委員会は過去5年間にわたる本規程の運用実績を踏まえて、特許を受ける権利の帰属の審議過程について、本学の教官各位にご理解願ひ、本規程の運用をより一層適正にするために、重要と思われる事項並びに問題点を取りまとめたので(別紙3)、その周知方についてよろしくお取り計らい下さるようお願いする。

別 紙 1

昭和58年7月18日

発明審議委員会

委員長 三根 久 殿

総長 沢田 敏男

民間等との共同研究の取扱い等
について（諮問）

このたび、別紙（写）のとおり「民間等との共同研究の取扱いについて」（昭和58年5月11日付、文学助第195号）の通知があり、昭和58年度から実施されることとなりました。

ついては、教官等の発明に係る特許を受ける権利等の取り扱い方及び学内諸規程の改正等について、ご検討頂きたく諮問します。

（別紙（写）省略）

別 紙 2

昭和59年6月19日

総長 沢田 敏男 殿

発明審議委員会

委員長 三根 久

民間等との共同研究の取扱い等
について（答申）

昭和58年7月18日付けにて諮問のありました標記の件については、昭和58年9月26日付けで中間報告を致しておりますが、その後当委員会において、教官等の発明に係る特許を受ける権利等の取り扱い方及び学内諸規程の改正等に関して審議した結果を、下記により答申します。

記

1. 民間等との共同研究に係る契約書（案）第14条を、次のとおり改めるのが妥当である。

（出願費等）

第14条 甲及び乙の共有に係る特許を受ける権利に関する出願費、特許料等の負担については、原則として、乙が負担するものとする。ただし、これにより難い場合は甲乙協議のうえ、これと異なる定めをすることができるも

のとする。

（註：甲とは京大、乙は民間企業をいう）

理由

民間との共同研究の成果として、両者が共有するに至った特許を受ける権利に関する出願費等の負担について、民間が一方的に負担するか、さもなくば国にその持分を譲渡するかを選択のみを規定しておくことは、必ずしも公平とはいえず適切ではない。原則として、出願費等を乙の負担とするが、甲乙協議によりそれと異なる定めをすることができるものと定めることが妥当である。

2. 「民間等との共同研究」に関連して、本学の発明取扱規程等の改正の必要は特になく考える。ただし、民間等との共同研究契約の締結に際して、「本学教官等に対しては、京都大学発明取扱規程が適用されること」「出願経費等の負担区分等に関する事項」等を含む共同研究に関する覚書を交換するものとする。

理由

「民間等との共同研究について」の取扱規程のようなものが、現在のところ本学では制定されていないこと、並びに上記1で答申した民間等との共同契約に係る契約書（案）第14条の改正に伴って、上記の覚書を交換する必要がある。

別 紙 3

京都大学における教官等の発明
の取扱いについて

1. まえがき

本学における教官等の研究の結果生じた発明の取扱いについては、昭和54年7月10日に制定され、同年10月1日から施行された「京都大学発明取扱規程」（以下「規程」という。）にもとづき所要の措置がとられ、発明審議委員会において当該発明に係る特許を受ける権利の帰属について審議されることになっている。発明審議委員会は過去5年間における運営実績に鑑みて本発明取扱規程の主旨をよりよく理解して頂くために、以下に本規程の特徴及び発明の取扱上特に重要と思われる諸問題点を明らかにし、本規程の運用のより一層の適正化を図りたいと考えている。

今後の発明の取扱いについて本学教職員各位のご理解とご協力をお願いするものである。

2. 京都大学発明取扱規程の特徴

大学の教官等の発明の基本的性格として、昭和52年の学術審議会「大学教員等の発明に係る特許等の取扱いについて」の答申では、原則として発明は発明をした研究者個人に帰属するが、特定の場合に限って国に権利が譲渡されるべきものとするという方向が打ち出されており、本学規程でも教官等の発明に係る特許を受ける権利を国に承継させるためには、応用開発を目的とする特定の研究課題の下に、国から特別の研究経費を受け、または国から特別の研究目的のために設置された特殊な研究設備を使用したことによって生じた発明であることが必要であると第13条第1号、第2号として定められている。なお、本規程に対する「補足説明」では、特別の研究経費を受け、または特殊な研究設備を使用したことが、当該発明を生ずるについての決め手になっていることがキーポイントであることが示されている。従って発明の決め手となる発想が確立されていて、それを確かめるだけのために研究経費を受けたり特殊設備を使ったような場合は、国に帰属しないことになる。これまでの審議の結果、以上の要件にてらして教官個人に帰属すると決定した事例も幾つか経験している（後述3を参照）。

なお、「発明審議委員会」として全学委員会を設けているが、特許の成立要件を議論するのではなく、単に特許を受ける権利の帰属について審議するということを表したものである。またこの任務遂行に当たっては、敏速なる処理が要求されているため、届出があった場合必要に応じて委員会内に少人数の小委員会を設け、委員会の定めた一定の判断基準に適合するものに限って、小委員会の判断をもって委員会の議決とすることができるなど、柔軟に対応できるようになっており、ほとんどの場合小委員会で処理されているのが現状である。

なお、権利帰属の決定にあたって十分に審議を詰めることは最も大切なことであり、届出の書面に記載された事項だけで判断することが困難な場合も多く、必要に応じて、委員会は発明者本人そ

の他委員会が適当と認める者の出席を求めて説明、意見を聞き、確認することができるよう配慮しており、本学の規程には異議申立規定を含めていない。

次に発明の届出の範囲については、本学の場合、「教官等が発明すればすべて届け出るべきである」のではなく、「国に権利が帰属する要件：第13条第1号、第2号のいずれにも該当しないことが明らかであるときはこの限りでない」、すなわち届け出る必要がない、としている。これは、第1号、第2号が例外的に国に帰属すべきものを規定したものであり、すべて届け出るとした場合の膨大な事務量と、出てきた届出をいちいち、チェックして第1号、第2号の事由に該当するかの判断の煩雑さを考え、更に教官個人の良識に全幅の信頼を置いたためである。

本規程は、以上述べたように大学における学術研究活動の目的・性格に鑑みて、教官による研究の結果生じた発明に係る特許を受ける権利は発明者である教官個人に帰属するものとし、例外的に国が権利を承継すべき要件を第13条第1号、第2号に定めたものである。その基本的な考え方は、発明者である教官の良識ある判断を信頼し、その利益を適切に保護することによって、本学における自由な研究の発展を促進することを目的としている。

この規程が制定されるまでは、特許を受ける権利の帰属についての統一した基準は定められておらず、ただ教官個人の判断に基づき申請のあったものだけを国有の発明とすることで推移してきた。本規程の制定により、特許を受ける権利が国に帰属すべきかどうか疑問がある場合には、第14条により速やかに総長に届け出て国が承継するか、否かの決定を受けるものとなっている。個人に帰属するという決定を正式の機関によって承認されることは、むしろ望ましいことと考えられるし、また個人に帰属する場合に第17条によって国に譲渡することができる。ただし、本来の研究活動と全く関係なくなされた発明はここでいう任意譲渡の対象とはならない。この任意譲渡の規定は、特許出願には費用を要し、申請手続も煩雑でかなり高度の専門的知識と実務的経験を要するため、とかく埋もれがちであった大学における発明の活性化

を図り、有効適切な実施を促進することにより、
 学術研究の育成に資せんという考えにたっている
 のである。

なお、任意譲渡を含めて国が特許を受ける権利
 を承継した場合、特許の出願から実施までの一連
 の業務は、後述のように日本学術振興会が行うこ
 とになっている。

3. 発明審議委員会の運営実績

発明審議委員会発足以来これまでに39回の委員
 会と20回の小委員会が開催されているが、前述の
 ように届出の審議は発足当初を除いて小委員会で
 行われている。

ちなみに、昭和54年10月以前以降（規程施行
 後）の特許出願・登録数は(表1)のようになって
 おり、発明審議委員会審議によるもの32件中(表
 2)、国が権利を承継すべきものは8件、承継す
 べきでないと判断されたもの7件、任意譲渡で国
 が承継したものの17件となっている。なお、本学で
 はヘリオトロン核融合研究センターの、「強磁場
 ヘリオトロンE超高温プラズマ実験装置一式」

表1 特許出願・登録件数調 60.1.15現在

区分 内・外国	54年10月以前		54年10月以降 (発明取扱規 程施行後分)		計	備考
	国内 出願	外国 出願	国内 出願	外国 出願		
出願中	1件	7件	23件	23件	54件	
登録件数	22	21	2	2	47	

※ 54年10月以降届出件数 32件

発明審議委員会審議による
 { 13条該当により承継 8件
 { 13条該当しない……個人帰属 7件
 { 17条……任意譲渡(承継) 17件

54年10月以前出願件数 35件

{ 出願中 1件
 { 登録 22件
 { 拒絶受入れ 12件

(契約価格7,288,353,000円)だけが取得価格5
 億円以上となっていて、第13条第2号の特殊な研
 究設備に指定されている。なお、これによる発明
 の届出事例はまだない。発明取扱規程制定直後
 には任意譲渡を含めて比較的多くの届出があつた
 が、最近では定常状態に達して
 いると考えられている。

表2 発明の届出件数と特許を受ける権利の帰属の状況
 (昭和53年度～昭和59年度) 60.1.15現在

区分		年度							計	備考
		53	54	55	56	57	58	59		
1	発明委員会に届けられた発明等の件数		4	6	3	5	9	5	32	京都大学発 明取扱規程 昭54.7.10 制定 "54.10.1 施行
2	1のうち 国に帰属 した件数	第13条 該当	A			1			1	
		B		2	1	1	3		7	
		C								
3	1のうち個人に帰属 した件数	第17条 該当	A							
		B								
		C	2	3	2	1	5	4	17	
計			4	6	3	5	9	5	32	

(注) 2の第13条該当(職務発明によるもの)、第17条該当(任意譲渡に
 によるもの)の欄は、A…受託研究による発明、B…科学研究費補
 助金による発明、C…その他の経費による発明。

4. 発明取扱規程の運用上の
 問題点

以上述べたように大学におけ
 る学術研究は、研究者の自由な
 発想のもとに、研究活動が展開
 されるべきであり、特許につな
 がる成果を上げることを直接の
 目的としていないが、独創的な
 研究の成果が特許等の権利とし
 て結実し、それが広く会社にお
 いて活用されることは極めて有
 意義なことである。以下では、
 本規程の適正かつ円滑な運用上
 問題と思われる点を述べる。

(1) 特別の研究経費

国が権利を承継すべき発明
 とは、第13条第1号、第2号
 に規定された場合に限られて
 いる。第1号でいう特別の研

究経費とは、科学研究費補助金、特定研究経費、大型共同研究等経費、国際共同研究等経費、受託研究費、民間等との共同研究経費等が含まれている。本学においてこれまでに届出のあった発明には科学研究費補助金によるものが多い。

発明取扱規程は、特許を受ける権利は本来発明者である教官個人に帰属するという前提で設けられているが、応用開発を目的とする特定の研究課題、たとえばエネルギー特別研究（核融合）「高温プラズマの制御」のもとに科学研究費補助金の交付を受けて研究を行い、その結果所期の目的に沿う内容の発明が生じた場合、その発明に係る特許を受ける権利は、国に帰属すべきことになるとされている。発明審議委員会では、権利の帰属の判断資料として、科学研究費補助金申請のための計画調書、同交付申請書の提出を求めることにしており、応用開発を始めから目的としているのか、また研究計画・方法、研究経費、従来の研究経過などについて調査し補助金を受けたことが、当該発明を生ずるについての決め手となっているのかどうかを判断することになっている。したがって、科学研究費補助金を申請するに際しては、この点を十分考慮しておく必要があると考えている。試験研究のような場合は、その性格上第13条第1号に該当することが多いと思われる。

(2) 出願前の発明の公表について

出願前に (i) 国内で公然に知られ、(ii) 実施され、または (iii) 国内・外で刊行物に記載され、あるいは研究集会等において文書をもって発表された発明は、特許を受けることができないとされている。特許出願よりも学会発表を優先させたいというのは、研究者として無理からぬことであるが、特許制度は、発明を出願という方法によって開示させることの見返りとして、その出願者に特許権等の排他的独占権を認めるものであり、出願前に公表された発明等は原則的には、その権利を受けられないのである。ただし、出願前に公表を避けることができなかった場合には、公表から6か月以内に出願しているのであれば、例外的に救済措置が認められているが、この特許法第30条の「新規性の喪失の例

外規定」の適用を受けるためには、以下の要件を備えていることが必要である。特に公表は1回限りで、出願前に複数回にわたって公表したときは、特定の場合を除き、この例外規定の適用は受けられないので注意を要する。

(1) 刊行物に発表した場合

- ① 特許を受ける権利を有する者が刊行物に発表していること
- ② 刊行物が頒布され、発明が初めて公知になっていること
- ③ 特許を受ける権利を有する者が特許出願をしていること
- ④ 刊行物が頒布された日から6か月以内に出願していること
- ⑤ 刊行物に発表した発明が特許出願に係る発明であること

(2) 研究集会において文書をもって発表した場合

- ① 特許を受ける権利を有する者が、研究集会において文書をもって発表していること
- ② 発表することにより、発明が初めて公知になっていること
- ③ 発表が、特許庁長官が指定する学術団体が開催する研究集会でなされていること

(3) 前記(1)(2)の場合、出願日から30日以内にその事実を「証明する書面」を提出する必要があること。また、特許願に記載された発明者氏名と、刊行物等に記載された発表者氏名とが一致していない場合は、発明者と発表者との関係について釈明するために、陳述書の提出が必要となること。

- ④ 特許を受ける権利を有する者が特許出願をしていること
- ⑤ 発表した日から6か月以内に出願していること
- ⑥ 発表した発明が特許出願に係る発明であること

以上述べたように、発表した日から6か月以内に出願すればよいとなっているものの、刊行物に公表した日をもって、特許を受ける権利が優先的に保護されるのではなくて、特許法上

の取扱いは、あくまで出願日をもって処理されるので、一刻も早く出願する必要がある。公表された発明は、そのことによって権利として登録されない場合や、他人によって先願される場合もあることに注意すべきである。

(3) 共同研究等によって生じた発明

近年理工系の研究は、複数の研究者が共同してなされる場合が多くなっており、因みに、これまでの届け出の半数以上は共同発明となっている。

共同研究から生ずる発明（以下「共同発明」という。）に係る特許権等（特許を受ける権利を含む。）については、当該発明に寄与したすべての共同研究者の共有となる。この場合、当該発明が、本学教官に関して発明取扱規程第13条第1号あるいは第2号に該当したときは、その発明に係る特許を受ける権利は国に承継されることになるが、共同発明者に本規程の適用を受けないものが含まれている場合、とりわけ国と国以外のものとの共有関係が生じた場合、問題が複雑である。このため、発明審議委員会において長期にわたり、本学の教官等が、外部の研究者との共同研究により生じた共同発明に係る特許を受ける権利の帰属について継続審議してきたが、なお検討中である。

共同研究の形態としては、本学教官を中心にして考えた場合その類型は相当数にのぼるが、以下では本学教官と研修員との共同研究、及び本学教官と企業（受託研究員、民間等共同研究員を含む。）との共同研究の二つを取りあげることとする。本学以外の国・公・私立大学の教官との共同研究や、大学以外の国立の研究所との共同研究から生じた共同発明に係る特許を受ける権利の帰属については、本規程の運用上、指摘すべき問題が比較的少ないといえるので、ここでは特にふれない。

(i) 本学教官と研修員間の共同発明

研修員の地位は、本学の研修員規程上職員に準ずるものとされているが、特許を受ける権利に関しても、職員に準じた扱いになるとは直ちにはいえないので、むしろ個々の分けて考えるのが妥当であろう。

(ii) 民間等との共同研究

本制度は、国立大学等の研究者と民間等の研究者とが、大学において共通の課題について共同で研究する道を開くため、文部省が昭和58年度から新たに発足させたもので、財政硬直と民間活力の利用から、今後ますますこの形態が増加するものと予想されている。

本学においては、特に「民間等との共同研究の取扱規程」は定められていないので、受託研究取扱規程に準じて処理され、一件ごとに「民間等との共同研究に係る契約」が締結されることになっている。本学の契約書では、特許出願、優先実施権、第三者に対する実施の許諾、特許の実施料、特許の出願費等が規定されている。その要点は、共同発明の場合は、国と相手方民間企業等双方の共有とし、本学の教官等の単独発明の場合は、国が単独で承継するものとしている。もちろん、契約の締結に際しては、「本学教官等に対しては、京都大学発明取扱規程が適用されること」を相手方に了知させる必要があり、また、「出願経費等の負担区分等に関する事項」を含めた共同研究に関する覚書を交換しておくものとされている。さらに、共同発明に係る特許を受ける権利が国と民間との共有となる場合、特許出願を行うに際して、当該特許を受ける権利に係る国と、民間等との持分等を定めた共同出願契約を締結する旨定められている。これに応じて出願費等については、「甲（京大）及び乙（民間企業）の共有に係る特許を受ける権利に関する出願費、特許料等の負担については、原則として、乙（民間企業）が負担するものとする。ただし、これにより難しい場合は甲乙協議のうえ、これと異なる定めをすることができるものとする。」と定めている。したがって、共同研究契約の締結に際して、「出願経費等の負担区分等に関する事項」についても覚書を交換すべきであると考えている。

(iii) 受託研究

受託研究を産業界等外部からの委託を受けて行う場合は、「京都大学受託研究取扱規程」第4条第1項第2号として、受託研究の結果生じ、かつ国に帰属すべき工業所有権等の権

利は委託者等外部の者に無償で使用させ、または譲渡することはできないと定められている。そこで、受託研究の受入れにあたっては、委託者に対して京都大学受託研究取扱規程を了知させるとともに、前記規程第4条第1項第2号に係る工業所有権等の帰属は京都大学発明取扱規程第13条、第14条によるものであることを同意させておくことが必要である。受託研究によって、発明が生じた場合の取扱いは、次に述べる「民間等との共同研究」の場合とほぼ同じとなっている。

(4) 任意譲渡について

本学発明取扱規程第17条によると、教官個人に帰属すべき特許を受ける権利をその教官が、国に譲渡することを申し出ることが認められている。その申し出に基づいて、発明審議委員会が当該発明に係る特許を受ける権利を、国が承継することとしたものについては、特許の出願から実施までの一連の業務は、日本学術振興会が行うことになっている。教官個人で既に出願済みの発明でも、国で受け入れることができるが、出願に要した費用は還元されない。また、個人でしかるべき弁理士を通じて出願手続を進めている途中で、国に譲渡を申し出た場合、その弁理士が、日本学術振興会の予め指定する弁理士と違うときには、事務的に引き継ぐだけでは済まなく、経費の面で問題を生ずることが多い。すなわち、日本学術振興会では、承継して国有となった時点以後のみについて経費負担することになり、それ以前の経費は個人負担となる。緊急を要するものは、出願する前に日本学術振興会に連絡する必要がある。この点は、特許に係る権利の性質上、現行の制度運用に関し改善すべき事柄の一つである。なお、任意譲渡に当たっては、発明者が特許権利取得の可能性が大きいかどうか、また実用的価値があるかどうかについて十分に検討されていることが望まれる。

5. おわりに

発明取扱規程は、自由発明と職務発明と2つの考え方に対して、国が権利を承継すべき発明の範囲について規準を示したものであり、これにより

権利の帰属に関する判断基準が一応確立されたのである。従来は、特許の申請は発明者である教官個人が主体となって、煩雑な事務処理をする必要があったが、この事務手続と経費は、日本学術振興会が受け持つことになり、本学の負担は、経費、業務の両面で著るしく軽減されることになった。

特許として登録された発明の実施、すなわち企業化については、日本学術振興会を通じて新技術開発事業団が担当することになっており、委託開発及び開発のあっせんの2形態で実施化活動が行われており、優れた大学の研究成果が、国有特許技術として積極的に活用されるような体制が確立されている。

この際、民間企業等が当該発明を実施し、販売等の成果が上がったときは、通常売上げ額の3～5%の実施料が新技術開発事業団に納付されるが、あっせんの場合は、大学90%、日本学術振興会1%、新技術開発事業団9%、委託開発の場合は、大学 $47\frac{7}{19}\%$ 、日本学術振興会 $5\frac{5}{19}\%$ 、新技術開発事業団 $47\frac{7}{19}\%$ の比率で比例配分されることになっている。

なお、発明者自身に対する補償金は、現行では200万円が限度となっているが、実施料の一部を発明を行った当該教官、またはその所属研究組織へ研究奨励金として還元される方向で、改善措置の検討が進められている。現在のところ相当な実施料収入をあげている大学の研究者に対しては、研究奨励金としてではないが、研究施設・設備費等に一定の予算措置が講じられた例のあることが報告されている。

以上述べたように、発明取扱規程は、大学の教官等の権利を尊重し、発明に係る特許出願を迅速かつ効率的に行い、特許権化を図って研究成果の社会的活用を促進することを意図したものである。

今後、この制度がより有効に機能し、続々と優れた発明が実用化され、社会的に貢献されることを切に希望するものである。

〈紹介〉

食糧科学研究所

食品プロセス研究部門

食糧科学研究所は、食糧の生産、加工、利用及び貯蔵に関する基礎並びに応用の研究を行う目的で、昭和21年9月本学に附置された。研究所設立当初の食糧窮乏の時代においては、緊急の食糧事情を打開・改善するための応用研究に重点が置かれていたが、その後の社会経済の発展と食糧に関する科学的認識の深まりとが相まって、食糧科学に対する社会的要請の内容が質的に変化した。今日、世界の人口と食糧生産量間の不均衡は、ますます深刻さの度を強め、食糧危機の問題は、単なる予測の段階から現実の問題になりつつある。本研究所においては、このような食糧問題に対する社会的要請に応えるために、新しい食糧資源の開発、及び既存食糧資源の生産性向上と高度有効利用を重点課題として取り上げ、基礎的な問題から応用研究にいたるまでの組織的研究を推し進めてきた。その過程において、有用な食品素材の開発に関する萌芽的研究を育成してきたが、昭

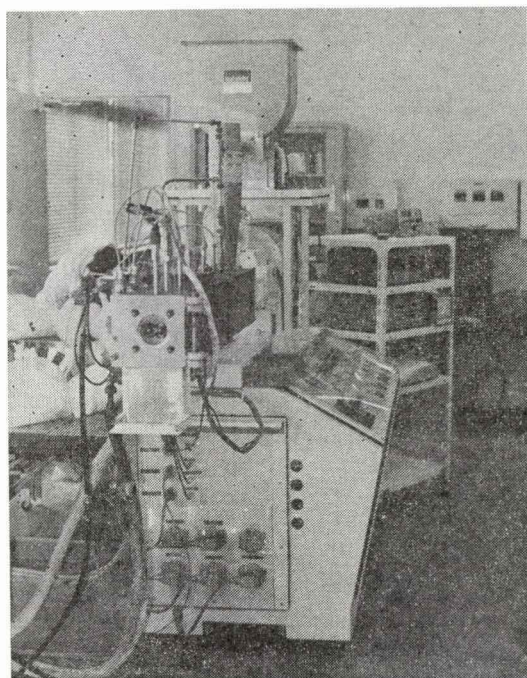
和58年4月にはこれらの萌芽的研究を独立した研究分野として確立し、推進させるために、食品プロセス研究部門が設置された。

本研究部門は、所内の他部門と協同して、新しい食品素材としての未利用資源の開発と利用を目的とする研究を進捗させ、品質変換操作中に起こる様々な問題を解決するために鋭意努力している。現在の主な研究課題は以下のものである。

- 1) 食品素材の品質変換と新素材の開発（物理的及び生物工学的操作による新しい食品調製素材開発、機能特性や栄養特性の向上を目的とした品質変換、食品に混和された異種タンパク質の検出）
- 2) 食品に要求される基本的な機能についてのプロセス学的研究（食品の嗜好特性、栄養特性の解析並びに諸特性の維持増強、食品機能のデザイン）
- 3) 極端条件下における食品成分の性状解析
- 4) 有用酵素の研究と食糧資源の高度利用

新研究部門の設置にともなって、新食品素材製造実験室が新営され、上述の研究課題の遂行に必要な製造試験装置が整備された。そのうちの主なものは、2軸型エクストルーダ（写真）とセントリサーム・エバポレータである。エクストルーダは、スクリュウ駆動によって連続的に食品加工原料を混合、攪拌、加熱、加圧、剪断、熔融、成型することによって、製品に望ましい組織を作り出し、新しい形態の食品材料を作り出すものである（表紙写真）。本実験室に整備された2軸型装置は、従来の1軸型装置に較べて、原料の搬送性が高いので、高水分あるいは高油分原料を、品質の劣化を最小限にとどめながら高度に加工することができるものである。セントリサーム・エバポレータは、遠心分離と減圧蒸発の原理を組み合わせた濃縮装置である。本装置は、瞬間的な加熱によって溶媒を蒸発させるもので、動植物や微生物からの抽出液に含まれる有用成分を変性分解させることなく、効率よく濃縮することが出来るほかに、殺菌、脱臭、芳香成分の回収なども行うことができ、また加熱温度を必要に応じて変更できるなどの機能を備えている。

これらの装置類を駆使することによって、食品の栄養特性、嗜好特性、その他の機能特性を改善



2軸型エクストルーダ

